文書館臨時休館について

文書館は、館内燻蒸(害虫駆除)実施のため、下 記のとおり臨時休館となります。

- ○臨時休館日 7月10日(火)~7月15日(日)
- 問 常陸大宮市文書館 □52-0571

道路上に張り出している樹木伐採のお願い

木々の枝が繁茂する季節となり、沿道の樹木の枝が歩道・車道へと張り出している箇所が見られます。 張り出した枝等により事故が生じた場合には、 樹木所有者の責任となります。

道路上空への枝のはみ出しや立ち枯れ木・折れ 枝の道路への倒木、竹林等の繁茂による道路への 張り出しなどが見られる土地の所有者の皆さん は、個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採等の 処置をとられますようお願いします。

間【国・県道】

茨城県常陸大宮土木事務所道路管理課

□52-3152

【市道】

本庁 土木建設課用地・管理G ☆55-8074

介護保険について

○介護保険負担割合証について

「介護保険負担割合証」は平成30年7月31日で 有効期限が終了となります。

8月1日から使用する新しいものについては、7月下旬に郵送しますので、介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

平成30年8月から、本人の合計所得金額が220万円以上の方で、同じ世帯にいる65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額が単身の場合340万円以上、また2人以上世帯の場合463万円以上の方は、サービスを利用した時の自己負担額が3割になります。

○介護保険負担限度額認定の申請について

施設サービスの食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については負担軽減を行っています。現在お持ちの「負担限度額認定証」の有効期限は平成30年7月31日までとなっていますので、8月1日以降の認定申請がお済みでない方は、8月31日までに手続きをお願いします(該当している方には6月上旬に通知しています)。

- ※平成27年度から、対象者の条件が変わりました。
 - ・世帯分離している配偶者の所得も判断材料とします。
 - ・預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000 万円以下であること。
 - ・区分の決定にあたり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として算定します。

問本庁 長寿福祉課介護保険G

☆52-1111 内線173

ウェルカムボードで記念写真を撮りませんか

本庁1階の市民課前に、記念撮影が自由にできるウェルカムボードを設置しています。

このウェルカムボードは、記念に残る結婚やお子さんの誕生をお祝いし、常陸大宮市の豊かな自然に育まれたバラや桜の花々、市マスコットキャラクター "ひたまる" などが描かれたボードを背景に撮影できるものです。設置後、婚姻届や出生届などの手続きの際に、多くの方に撮影していただいています。

市マスコットキャラクター "ひたまる"のぬいぐるみを抱いての写真撮影も好評です。

お持ちになられたカメラ等で撮影ができますので、総合案内または市民課職員にお気軽に声をおかけください。

問 本庁 市民課市民G [□]52-1111 内線105

上下水道料金の支払いは口座振替を ご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用する と、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。

ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。 なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替 日前日までに入金をお願いします。振替日に振替 できなかった場合、再振替は行っていませんので ご注意ください。

- ○振替日
 - ・毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は 翌営業日)
 - ※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの $1 \sim 2$ か月は、納付書でお支払いください。
- ○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し 込みください。

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局
- ○申し込みの際に必要なもの
 - ・通帳など口座番号がわかるもの
 - ・通帳の届出印
 - ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)
- ※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関 及び水道お客さまセンター・各支所にあります。
- 問 水道お客さまセンター □52-0427